

来年度改正で具体化を図るべき主な事項 (小泉総理の指示)

- 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素・集約化
- 外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ
- 研究開発減税・投資減税の集中
- 消費税の免税点制度等の見直し
- 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直しと生前贈与の円滑化